

平成6年職職—328 新旧対照表（平成30年職職—53関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第14 特別休暇関係</p> <p>1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4号ロの「人事院が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（ウ及びキに掲げる施設を除く。）、<u>同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(5)～(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第14 特別休暇関係</p> <p>1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 第4号ロの「人事院が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（ウ及びキに掲げる施設を除く。）、<u>同条第25項に規定する地域活動支援センター並びに同条第26項に規定する福祉ホーム</u></p> <p>イ～オ (同左)</p> <p>カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>キ～ケ (同左)</p> <p>(5)～(16) (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p>